

# 協議離婚届 (記入例)

※鉛筆・消えやすいインク・摩擦熱で消えるインクなどの筆記具は使用しないでください。

## 離婚届

令和6年12月2日届出

東京都江戸川区 長 殿

受理	令和	年	月	日			
第	号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知	

(1) 氏名 （よみかた） 氏名 生年月日	夫 江 戸 川 太 郎 （えどがわ たろう） 氏名 平成 3 年 9 月 1 日	妻 江 戸 川 花 子 （えどがわ はなこ） 氏名 平成 7 年 10 月 1 日
住所 （住民登録をしているところ） （よみかた）	東京都江戸川区松島一丁目 34番 1-101号 中央マンション	東京都葛飾区新小岩 二丁目20番7号
本籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	東京都江戸川区中央一丁目34番地番 筆頭者の氏名 江戸川 太郎	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 （右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	夫の父 江戸川 幸雄 母 松子	妻の父 大阪 一男 母 梅子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 京都府京都市北区小山初音町182番地番 1 筆頭者の氏名 東京 次郎	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 江戸川 孝夫
同居の期間	令和元年 11月 から 令和4年 6月 まで （同居を始めたとき） （別居したとき）	
別居する前の住所	東京都江戸川区松島一丁目34番地番 1号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名 （※押印は任意）	夫 江戸川 太郎 印	妻 江戸川 花子 印
事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	連絡先 電話 ( ) 自宅・勤務先 [ ]・携帯

婚姻中の氏名を、戸籍に記載されている字体で書いてください。ふりがなも書いてください。

住民登録をしているところを記入してください。ただし、離婚届と同時に住所変更届を出す場合で、変更後の住所が江戸川区内の場合には新住所・世帯主を記入してください。

この本籍は婚姻中の本籍です。

(3)、(4)、(9)の□には、あてはまるものにのようにするしをつけてください。

婚姻前の氏にもどる者の本籍の書き方は右の(注)を参照してください。

夫婦の間に未成年のお子さんがあるときは、お子さんの親権者を協議の上、父（養父）または母（養母）の一方に決めて書いてください。

婚姻中の氏名を記入してください。届出人は夫と妻それぞれが署名（自署）してください。なお、押印は任意です。

この欄は空欄のまま結構です。

平日の昼間、連絡のとれる電話番号を記入してください。

### 記入の注意

鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
そのほかに必要なもの  
調停離婚のとき→調停調書の謄本  
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき→和解調書の謄本  
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証 人 （協議離婚のときだけ必要です）		
署名 （※押印は任意）	幸野 義太郎 印	奥山 竹子 印
生年月日	昭和 41 年 7 月 18 日	昭和 43 年 6 月 8 日
住所	東京都中野区野方一丁目 31番18号	東京都江戸川区中葛西三丁目 8番1号
本籍	東京都杉並区清水町 一丁目52番地番	東京都江戸川区中葛西三丁目 10番地番

成年者二名の署名が必要です。なお、押印は任意です。

□には、あてはまるものにのようにするしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります）。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。  
 まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。  
取決め方法：（ 公正証書  それ以外）  
 まだ決めていない。

養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

このチェック欄についての法務省の解説動画



詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。



法務省作成のパンフレット



日本司法支援センター（法テラス）では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

### ◎署名は必ず本人が自署してください

- (注)
- 婚姻の際に氏が変わった方が、妻の場合（夫の氏で婚姻）は妻に、夫の場合（妻の氏で婚姻）は夫にするしをつけてください。
  - 婚姻前の氏にもどる人の本籍は、
    - 婚姻前の戸籍にもどるときは、もとの戸籍にもどるにするしをつけ、もどる戸籍とその筆頭者の氏名を書いてください。
    - 新しい戸籍をつくるときは、新しい戸籍をつくるにするしをつけ、新しい本籍と婚姻前の氏で本人の氏名を書いてください。
  - 離婚届と同時に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」を届出するときは、この欄は記入しないでください。